



23消安第3609号
平成23年10月11日

社団法人農林水産航空協会
会長 関口 洋一 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
農林水産省消費・安全局植物防疫課長

東日本大震災により津波被害を受けた農地における無人ヘリコプターによる
除草剤散布の指導について

このことについて、別添のとおり東北及び関東農政局に通知したので、御了知の上、貴協会傘下の関係者に対し、周知をお願いします。

また、東日本大震災により津波被害を受けた農地における無人ヘリコプターによる除草剤散布が安全かつ適正に実施されるよう、別添の記2に係る実施主体への飛散防止対策の助言、操作要員等への研修の実施等について御協力をお願いします。

写

23消安第3609号
平成23年10月11日

東北農政局消費・安全部長 殿
関東農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局植物防疫課長

東日本大震災により津波被害を受けた農地における無人ヘリコプターによる
除草剤散布の指導について

東日本大震災により津波被害を受けた地域では、瓦礫等により管理できない農地に多様な雑草が繁茂しているため、農地の管理がさらに困難となっている。農地の復旧のためには、まずは除草が必要であるが、瓦礫等が点在していること等で除草剤の地上散布ができず、空中散布に頼らざるを得ない農地もあるため、非選択性除草剤の無人ヘリコプターによる散布が必要とされている。

このような状況に対応するため、下記の1の農薬（以下「本剤」という。）について、①使用可能な場所を、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県内で東日本大震災により津波被害を受けた農地及びその農地に隣接する道路、のり面、堤とう等に限ること、②使用方法を、無人ヘリコプターによる雑草茎葉散布に限ることを条件として、本日付けで農林水産大臣による登録がされたところである。

については、以上の経緯を十分踏まえ、本剤は、地上散布による除草ができず、空中散布に頼らざるを得ない農地においてのみ使用するよう徹底するとともに、その使用の際には、飛散による周辺農作物等への影響を防ぐため、下記の2に掲げる事項に十分に留意した上で、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）等に基づく安全対策を遵守し、安全かつ適正に実施されるよう、〔青森県、岩手県、宮城県及び福島県〕【茨城県及び千葉県】に対し指導をお願いする。

また、〔青森県、岩手県、宮城県及び福島県〕【茨城県及び千葉県】以外の貴局管内〔県〕【都県】に対しても、情報提供をお願いする。

記

1 専用登録剤

(1) ①登録番号：第22973号

②農薬の種類及び名称

種類：グルホシネートPナトリウム塩液剤

名称：東日本大震災により津波被害を受けた農地専用ザクサ液剤

(2) ①登録番号：第22974号

②農薬の種類及び名称

種類：グリホサートイソプロピルアミン塩液剤

名称：東日本大震災により津波被害を受けた農地専用草枯らしM I C

(3) ①登録番号：第22975号

②農薬の種類及び名称

種類：グリホサートカリウム塩液剤

名称：東日本大震災により津波被害を受けた農地専用ラウンドアップマックスロード

2 留意事項

本剤を散布するに当たって、実施主体は以下の事項に留意すること。

- (1) 本剤ラベルの記載事項を遵守して使用すること。特に本剤の散布には専用ノズルを使用し、また、無人ヘリコプターの散布装置は、本剤専用とし、他薬剤散布には使用しないこと。
- (2) 市町村等と連携し、本剤散布の必要性、飛散防止対策等について、地権者及び周辺住民に事前に説明し、可能な限り同意を得た後に散布の実施計画を策定すること。さらに、散布の実施に際し、事前周知を図った上で実施すること。
- (3) 飛散防止対策を強化すること。技術的対策については、専門機関の助言を受けること。
- (4) 無人ヘリコプターの操作要員は、十分な操作技術を有し、本剤の散布に関する技術を修得している者とする。
- (5) 無人ヘリコプターの操作要員及び作業を補助する者は、本剤の特性を十分理解している者とする。
- (6) 次表の基準により散布すること

適用 作物	作業名	散布方法	飛行 速度 (km/hr)	飛行 高度 (m)	飛行 間隔 (m)	適用 機種	散布装置 の方式	備考
水田作物、 畑作物 (休耕田)	除草	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5 7.5	RMAX AYH-3 YH300	専用ノズル	

注：(1) 飛行高度は、作物上の高さをいう。

(2) 飛行速度は、農薬登録上の使用量が確保できる範囲内で調整すること。

(3) 適用機種は、型式名により示している。

(4) 適用機種のうち、RMAXには、RMAX、RMAX Type II及びRMAX Type II Gの3機種を含む。

(施行注意)

1. [] 内は東北農政局消費・安全部長宛てに付する。
2. 【 】内は関東農政局消費・安全部長宛てに付する。